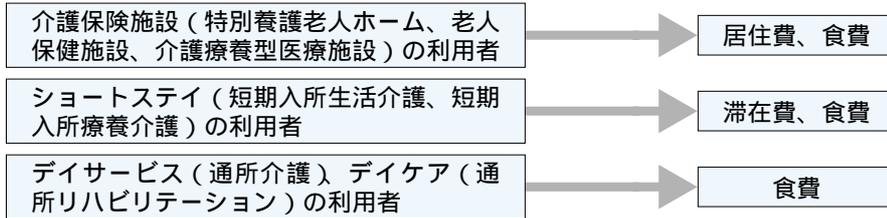


ホテルコスト、食費の改正、その内容について

介護保険施設などの利用料が平成17年10月から変わりました。その内容を紹介します。

対象となった見直しが行われた費用



居住費...居室は、多床室（相部屋）、従来型個室、ユニット型準個室、ユニット方個室の4つに区分される。多床室については、光熱水費相当、従来型個室・従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室は室料と光熱水費相当が自己負担となる。

食費...食材料費と調理費相当が自己負担になります。具体的金額は各施設で設定される。

所得の低い方には十分な配慮となったのか？

介護保険施設の居住費、食費の負担額（ショートステイは日額）

〔単位：万円〕

対象者		区分	居住費（居住の種類より異なる）				食費
			多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室	
生活保護受給者		利用者負担第1段階	0	1.0	1.5	2.5	1.0
世帯全員が市町村民税非課税者	高齢福祉年金者	利用者負担第2段階	1.0	1.5	1.5	2.5	1.2
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担第3段階	1.0	2.5	4.0	5.0	2.0
	利用者負担第2段階以外の方	利用者負担第4段階	1.0	3.5	5.0	6.0	4.2
上記以外の方							

特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合
老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

C介護福祉施設の場合

所得の低い方には、居住費・食費の負担額を低く設定するほか、特に年金額が老齢基礎年金水準相当の80万円以下の方（利用者負担第2段階）に「ついては、1割負担の上限額も引き下げる（2.5万円/月 1.5万円/月）こととしている。これまでよりも10月以降の負担額は低くなると言われていた。そこで、C介護福祉施設での状況を伺ってみたところ下表のような推移のあることがわかりました。

要介護度4の利用者で改訂前と改訂後の自己負担額を比較してみます。

要介護度4を算定

段階	時期	報酬負担額	食費	居住費	栄養ケア	高額サービス費	負担合計
第一段階	改訂前	26,670	9,000	0	0	15,000	24,000
	改訂後	26,130	9,000	0	720	15,000	24,720
	18年度4月以降	25,530	9,000	0	720	15,000	24,720
第二段階	改訂前	26,670	15,000	0	0	24,600	39,600
	改訂後	26,130	11,700	9,600	720	15,000	37,020
	18年度4月以降	25,530	11,700	9,600	720	15,000	37,020
第三段階	改訂前	26,670	15,000	0	0	24,600	39,600
	改訂後	26,130	19,500	9,600	720	24,600	54,420
	18年度4月以降	25,530	19,500	9,600	720	24,600	54,420
第四段階	改訂前	26,670	23,400	0	0	37,200	50,070
	改訂後	26,130	41,400	9,600	720	37,200	77,850
	18年度4月以降	25,530	41,400	9,600	720	37,200	77,250

各段階「（報酬負担額 + 食費 + 居住費 + 栄養ケア加算）（高額サービス費） = 負担額」となりますので、第1、第2段階の人は、減額している人もあります。C福祉施設では第1、第2段階の人が7～8割占めています。また、第4段階の人のうち7割が世帯分離して第1、第2段階となりました。結果、収入のある高齢者が応分を支払うという状況が生じました。ここでは制度改正の趣旨に合致しています。